最終更新日：2018年12月27日

株式会社シーイーシー
代表取締役社長　田原富士夫
問合せ先：コーポレートサポート本部総務部　03-5789-2441
証券コード：9692
http://www.cec-ltd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と効率性の向上に加え、企業倫理の徹底がコーポレート・ガバナンスの基本と考え、「企業行動指針」および「社員行動基準」に定めた以下の方針に基づいて、企業経営にあたっております。
・法令および当社の規程等を遵守し社会的良識を持って行動する。
・常に公正、透明、自由な競争を意識し、適正な取引を行う。
・迅速な意思決定と俊敏な行動により、経営の効率化を図り収益性を高め、株主、取引先、パートナー企業の信頼に応えるとともに、会社の継続的な成長と発展を目指す。
体制につきましては、監査役制度を採用しております。取締役会と監査役および監査役会によって、取締役の職務執行の監督および監査を行っております。また、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にするとともに、取締役会の意思決定を業務執行に迅速かつ的確に反映し、経営の効率化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則１－４】・・・政策保有株式
当社は、政策保有株式について投資先企業との取引関係の強化等を目的とし、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に株式を保有する方針です。政策保有株式について、毎年取締役会で保有目的の適切性や保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証する予定です。そのうえで、継続して保有する必要がないと判断した株式は売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めて参ります。政策保有株式の議決権については、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しつつ、企業価値の向上や社会的不祥事等重大な懸念事項の有無等を総合的に判断しております。

【原則３－１－（４）】・・・経営陣幹部の選解任と取締役候補等の指名に関する方針・手続
取締役候補の指名については、取締役会規則に基づいた資格要件に加え、知識、経験、能力や実績等を総合的に勘案したうえで、代表取締役が候補者を提案し、社外取締役、監査役を含めた取締役会にて決定しております。
監査役候補者については、監査役会の同意を得たうえで、財務・会計知識や経験が豊富で当社監査役としてふさわしい人物を取締役会に付議しております。
また、取締役・監査役の解任につきましては、現状解任基準が未整備のため、早期に取締役会規則・監査役会規則において解任基準を整備いたします。

【原則３－１－（５）】・・・取締役候補等の個々の選解任・指名
取締役候補者については、株主総会招集通知に個人別の略歴及び選任理由を記載しております。また、取締役・監査役の解任につきましては、現状解任基準が未整備のため、早期に取締役会規則・監査役会規則において解任基準を整備いたします。

【原則４－３－③】・・・ＣＥＯを解任するための手続きの確立
ＣＥＯの解任につきましては、「3-1-（4）」と同様に取締役会規則において解任基準を、早期に整備する予定です。

【原則４－１０（１）】・・・役員候補選任のための任意の諮問機関の設立
役員候補者の指名については、当報告書「３－１－（４）」に記載のとおりです。また、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、内規で定められた報酬テーブルと業績等を勘案し、社外取締役を含む取締役会にて決定しており、任意の諮問機関はございませんが現行の仕組みで適切に機能していると考えております。今後、必要に応じて任意の諮問機関の検討を進めてまいります。

【原則４－１１】・・・取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
取締役は国籍や性別にとらわれることなく選任することとし、取締役会は当社の事業分野に精通した社内取締役と、豊富な経験と知見を有し、第三者目線で経営を監督することができる社外取締役の組み合わせで構成しており、日本人男性のみで構成されているものの、知識・経験・能力面において多様性を備えた体制となっております。
現在の取締役の人数は10名であり、取締役会においては、監査役３名を含め、弁護士・公認会計士といった高度な専門的知見を有する者を交え、建設的な議論と意見交換がなされており、適切な規模であると考えます。
また、取締役の選任に関する方針・手続きについては、当報告書「３－１－(４)」に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－７】・・・関連当事者間の取引
当社は、役員と取引を行う場合、取締役会の承認を要する旨を社内規程に定めております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合、取引の重要性や性質に応じて必要な承認手続を定めており、他の一般的取引と同等の条件で取引を実施しております。

【原則２－６】・・・企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社グループは、規約型の確定給付企業年金を導入しております。年金資産の運用につきましては、従業員の年金給付等を将来にわたり確実に行うことを目的としており、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定し、社外の資産管理運用機関に委託しております。
また、年金資産の運用状況を四半期に一度モニタリングし、必要に応じて策定済みの資産構成割合を見直す運用としています。なお、運用機関に

対しては、人事、経理部門長等の適切な資質をもった人材が運用状況を確認し、今後の運用について提議する体制をとっています。

【原則3－1－(1)】･･･経営理念･経営計画
当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレート･ガバナンスを実現するとの観点から、主体的な情報発信を行っております。また、年2回の決算説明会などにおいても積極的に説明しております。
(経営理念)
当社ホームページにおいて開示しております企業理念をご参照ください。
http://www.cec-ltd.co.jp/corporate/policy.html
(経営戦略･経営計画)
当社ホームページにおいて開示しております中期経営計画をご参照ください。
http://www.cec-ltd.co.jp/ir/aboutus/manegement _ plan.html

【原則3－1－(2)】･･･コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
当報告書「1－1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

【原則3－1－(3)】･･･取締役等の報酬決定に関する方針･手続
取締役の報酬は、基本報酬と株式報酬型ストックオプションで構成されており、内規で定められた報酬テーブルに基づき、会社の業績や各取締役の職位、在任期間中の成果等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で代表取締役が提案し、取締役会にて決定しております。

【原則4－1－1】･･･取締役会等が意思決定すべき事項の範囲
取締役会は、法令、定款および取締役会規則に定められた重要事項の意思決定を行っております。また、経営陣の業務執行範囲やその権限は、社内規程で明確にしております。

【原則4－9】･･･独立社外取締役の独立性判断基準および資質
会社法における社外取締役要件および証券取引所が定める独立性基準に従って独立社外取締役を選任しております。
独立社外取締役には、当社の経営面における助言･監督機能を期待しており、その役割を担うに相応しい人格および専門的知識、経験を有しているかを総合的に検討しております。

【原則4－11－1】･･･取締役会の構成
取締役会は、当社の事業分野に精通した社内取締役と、豊富な経験と知見を有し、第三者目線で経営を監督することができる社外取締役の組み合わせで構成しており、知識･経験･能力面において多様性を備えた体制となっております。現在の取締役の人数は10名であり、取締役会においては監査役3名を含め、建設的な議論と意見交換がなされており、適切な規模であると考えます。また、取締役の選任に関する方針･手続きについては、当報告書「3－1－(4)」に記載のとおりです。

【原則4－11－2】･･･取締役等の業務遂行の時間･労力の確保･他社役員の兼任状況
取締役･監査役(社外含む)の取締役会(監査役は監査役会を含む)出席率は高く、兼任数は合理的な範囲内であると考えております。また、取締役および監査役の他の上場会社役員兼任状況は定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

【原則4－11－3】･･･取締役会の実効性評価･分析
取締役会の実効性について分析･評価した結果の概要は以下のとおりであり、その実効性は確保されているものと考えます。
･取締役会は、各事業分野に精通した社内取締役と、豊富な経験と知見を有し、経営を監督する社外取締役の組み合わせで構成しており、知識･経験･能力面において多様性を備えた体制であります。
･取締役会は毎月1回の月次取締役会、四半期に1回の決算取締役会、年間で計16回開催しており、高い出席率を確保しております。
･社外取締役･社外監査役は東京証券取引所が定める独立性基準を全員満たしており、取締役会において独立した客観的立場から、適切な監督･助言を行っております。
･重要な審議事項については、事前に資料配付を行うことで審議に必要な時間を確保しております。また、必要に応じて顧問弁護士･税理士など専門機関へ相談するほか、社外取締役･監査役とも事前に意見交換を行った上で、十分に審議しております。

【原則4－14－2】･･･取締役等のトレーニング方針
当社は、取締役および監査役に対し、各々に求められている役割や職責を果たしてもらうべく、社内研修、外部セミナーならびに勉強会等への参加を奨励しております。なお、セミナーや研修に要する費用は、当社規程に基づき当社で負担しております。

【原則5－1】･･･株主との建設的な対話に関する方針
当社では、IR担当取締役を選任しております。また、IR担当部署は企画部が担っており、経理部･総務部が補助する体制となっております。なお、機関投資家･アナリスト等向けの決算説明会を半期に1回開催するとともに、個別面談やスモールミーティング等を実施しております。決算および決算説明会資料に関しては、ホームページ上に公開しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,434,000	13.52
ミツイワ株式会社	2,223,600	11.82
富士通株式会社	1,680,000	8.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	767,300	4.08
シーイーシー従業員持株会	733,000	3.89
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	690,000	3.67

岩﨑宏達	563,200	2.99
日本フォーサイト電子株式会社	465,480	2.47
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	384,500	2.04
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	250,978	1.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中山 眞	他の会社の出身者											
大塚 政彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 眞	○	元株式会社安川電機代表取締役会長	中山眞氏は、大手電機・機械メーカーの役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
大塚 政彦	○	元日産自動車株式会社グループ子会社社長	大塚政彦氏は、大手自動車メーカー系列企業の役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社法監査および金融商品取引法監査についての監査契約をPwCあらた有限責任監査法人と締結しております。監査役とPwCあらた有限責任監査法人とは、事前会計監査打合せ（四半期・期末決算毎）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例化して実施しております。また、監査役は内部監査部門の責任者である監査部長に監査役会への出席を求め、業務監査の実施状況について報告を受けているほか、必要に応じて監査部等の要員の補助を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲谷 栄一郎	弁護士													
廣瀬 治彦	公認会計士								△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲谷 栄一郎	○	弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー	仲谷栄一郎氏は、弁護士としての専門的知識、経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

廣瀬 治彦	○	元プライスウォーターハウスパートナー 元あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）代表社員 リスク管理コンプライアンス室独立性およびコンプライアンス担当パートナー ソフトバンク・テクノロジー株式会社監査役	廣瀬治彦氏は、公認会計士としての専門的知識、経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は当社の会計監査人であるあらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）に平成25年まで勤めておりましたが、同監査法人の独立性に関する検証は当社監査役会が適切に行っていること、かつ、当社と同氏との間においても特別な利害関係はないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、取締役は年額70,000千円、監査役は年額5,000千円、計2,000個（1個あたり100株）を上限に付与いたします。（平成25年4月17日開催の第45回定時株主総会において決議）
2018年度は、取締役8名に対して77個、監査役1名に対して4個、計81個付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明

平成24年4月18日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって廃止した役員退職慰労金に代わる報酬制度として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、その目的は、取締役および監査役に対する報酬等の一部をストック・オプションとして新株予約権を割り当てることで、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する役員の経営責任を明確にすることであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の総額を開示するとともに、報酬が1億円以上の取締役については個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当報告書「1-1．基本的な考え方の［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］原則3－1－（3）」に記載のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役または社外監査役の職務を補助する選任の要員は配置しておりませんが、社外監査役を含む監査役がその職務を補助すべき要員を求めた場合には、必要に応じて内部監査部門等の要員にて対応できる体制となっております。
また、取締役会の審議に関して、重要度の高い事案・情報がある場合、社外取締役および社外監査役に対して、適時かつ適切に状況の説明あるいは伝達を行い、経営監視機能の確保に努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む計10名で構成されており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する機関と位置づけております。
また、経営に関する重要な事項を審議する場としては、取締役社長および執行役員の計9名で構成される経営会議があり、実務的な検討を行っております。
当社では監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名によって構成されております。
なお、当社では重要な法務的課題およびコンプライアンスにかかる事象については、随時顧問弁護士に相談し、会計監査人とは、重要な会計的課題について必要に応じて協議を重ねております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む計3名で構成されており、各監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、定期的に開催する内部監査部門や会計監査人との会議などを通じて、経営判断のプロセスに関する正確な情報を適時に入手することができる体制であります。また、当社は、取締役の監督機能および経営体制の強化を図るため、社外取締役を2名選任しており、経営の透明性や健全性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の19日前に書面にて発送しております。 また、株主総会開催日の26日前に自社ホームページにて公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、毎年月末の集中日を避けて開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算発表後、証券アナリスト・新聞記者等を対象に取締役社長による決算内容および今後の見通し等に関する説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、企画部（広報担当）が主管しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シーイーシーグループ企業行動指針」において、顧客、株主、取引先、従業員に対して、以下 の通り、定めております。 ・お客様第一主義に徹し、常に誠実かつ節度ある態度で行動し、お客様の満足と信頼を獲得す るよう努めます。 ・お客様に満足いただける商品やサービスを高品質（Quality）・適正価格（Cost）・納期厳守（Delivery）・高生産性（Speed）で提供します。 ・新しい技術の開拓と不断の技術力の向上を図ることにより、お客様に満足いただける製品や サービスを最良の技術で提供します。 ・商品やサービスの提供に当たっては、常に公正、透明、自由な競争を意識し、適正な取引を 行います。 ・従業員の個性と人格を尊重し、一人ひとりがその個性と能力に応じてフルに力を発揮すること ができる職場環境を醸成します。また、従業員のゆとりと豊かさを実現でき、働く喜びと生き甲 斐が持てる社風を作ります。 ・迅速な意思決定と俊敏な行動により、経営の効率化を図り収益性を高めて、株主、取引先、パートナー企業の信頼に応えるとともに、会社の持続的な成長と発展を目指します。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	（1）環境保全活動 当社は、使用電力の削減やクールビズ対応等、環境保全活動を実施しております。 （2）ＣＳＲ活動 総務部を中心にＣＳＲに関する課題について活動計画を策定し推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方
当社の内部統制システムは、事業経営の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、かつ事業経営に係る法令の遵守を促すことを目的とし、事業の性質や当社の規模･特質を踏まえて構築すべきものと考えております。

2．内部統制システムの整備状況
(1) コンプライアンス体制の整備状況
1) 企業行動指針を制定し企業活動の根本理念を明確にするとともに、従業員向けには社員行動基準を定め、日常的な行動の際の根拠としております。
2) コンプライアンスに関する教材を作成し、各部署の責任において社員教育を展開しております。また、監査部は各部署の日常的な活動状況の監査を実施しております。
3) 内部通報制度に基づく相談窓口を設け、電子メールにより自由に投稿できる仕組みを構築しております。
4) 監査役および監査部は、日ごろから連携して、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査しております。
5) 従業員の法令･定款違反行為に対しては、賞罰委員会において処分を決定します。

(2) リスク管理体制の整備状況
リスク管理を体系的に実施するためリスク管理規程を制定するとともに、個々のリスクに対応する所管部署等で継続的に監視します。また、経営会議にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報管理と緊急体制の構築を行います。

(3) 情報管理体制の整備状況
1) 文書管理規程に基づき、会社の重要文書を定め、関連資料とともに保存しております。
2) 情報管理規程を定め、情報セキュリティの確保と適切な情報開示を行っております。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況
1) グループ企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保っています。
2) 子会社ごとに、当社の取締役から責任担当を定め、事業の総括的な管理を行っています。
3) 子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に従い、子会社経営の管理を行っています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループ企業行動指針において、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求は拒絶し、資金提供を行わないことを定めております。
また、警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努め、社内教育等により周知徹底を図るとともに、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行い、契約書への排除条項の設置を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点においては、該当する施策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
重要な経営情報の適時開示については、経営会議および取締役会における審議・決定を経て、東京証券取引所、自社ホームページ等を通じて行っております。また、公表前の重要事実に関する情報の取り扱いについては、「インサイダー取引防止規程」を定め、適切な情報管理に努めております。

模式図

